

○…必要な書類

△…条件付きで必要な書類

助成の対象確認申請に必要な書類

| 必要書類 | | No | 書類 | 備考 |
|-------|----------|-----|---|--|
| チェック欄 | 除却に対する助成 | | | |
| | ○ | ○ | 第1号様式 助成対象確認申請書 | <日付>は空欄でお持ちください。 |
| | ○ | ○ | (1) 現況写真・案内図 | カラーサービス版2面以上（撮影方向を案内図に表示） |
| | ○ | ○※1 | (2) 固定資産税・都市計画税課税明細書の写し または 土地・家屋名寄帳の写し | 除却建築物の築年数、構造、延べ面積を証する書面 |
| | - | ○ | (3) 建築計画図 | 配置図、平面図、立面図、断面図 準耐火建築物等又は、耐火建築物等であることを証する書面（矩計図、仕様書等） |
| | ○ | ○ | (4) 工程表 | 除却工事着工・完了、建替え工事着工・上棟・竣工・引渡し期間まで明記 |
| | | | (5-1) 土地所有者であることを証する書類 | |
| | ○ | ○ | 公図 | 原本（※2） |
| | ○ | ○ | 登記事項証明書（土地） | 原本（※2） |
| | △ | △ | 賃貸借契約書と所有者等の承諾書 | 申請者が土地所有者でない または 共有者がいる場合 |
| | △ | △ | 相続関係人の同意書 | 土地所有者が他界している場合 ⇒(10)の書類も必要になります。 |
| | △ | △ | 抵当権者の承諾書 | 土地に抵当権が設定されている場合 |
| | | | (5-2) 建物所有者であることを証する書類 | |
| | ○ | ○※1 | 登記事項証明書（建物） | 原本（※2） |
| | △ | △※1 | 所有者等の承諾書 | 建物について共有者がいる場合 |
| | △ | △※1 | 相続関係人の同意書 | 建物所有者が他界している場合 ⇒(10)の書類も必要になります。 |
| | △ | △※1 | 抵当権者の承諾書 | 建物に抵当権が設定されている場合 |
| | | | (6) 見積書の写し | |
| | ○ | ○※1 | 除却工事費 | 左記費用において積み上げられた項目の詳細が分かる内訳を添付 |
| | - | ○ | 建築設計費、工事監理費 | 左記費用において積み上げられた項目の詳細が分かる内訳を添付 |
| | | | (7) 住民税等を滞納していないことを証明する書類 | |
| | △ | △ | 住民税納税証明書 または 非課税証明書 | 申請者が個人の場合 住民税納税証明書については未納額（納期限未到来の額含む）がないもの 原本（※2） |
| | △ | △ | 法人住民税※納税証明書 | 申請者が法人等の場合 未納額（納期限未到来の額含む）がないもの 原本（※2） ※申請に係る本社若しくは営業所等の所在が東京都23区内の場合は、法人住民税。東京都23区外の場合は、法人都道府県民税及び法人市町村民税。 |
| | - | △ | (8) 地区計画の区域内における行為の届出書の写し | 地区計画の区域内における行為の届出書を提出している場合 |
| | - | △ | (9) 建替え前の建築物が耐火建築物等、準耐火建築物等又は木造建築物等のいずれかであることが分かる書類 | 建築工事費の助成を申請する場合 建替え前の建築物の確認申請書・検査済証等、区の指定する書類が必要になります。 ※書類等をご用意の上、申請以前にご相談ください。 |
| | | | (10) 相続関係を証明する書類 | |
| | △ | △ | 戸籍謄本、平成改製原戸籍、除籍謄本、住民票 | 土地所有者等または建物所有者が他界している場合 原本（※2） |
| | | | (11) 申請者が法人等の場合に必要になる書類 | |
| | △ | △ | 登記事項証明書 | 中小企業、社団・財団・特定非営利活動法人等であることを証明するもの 原本（※2） |
| | △ | △ | 身分証明書の写し | 申請手続きを行うものが法人等の社員である場合 助成申請手続きをする社員のもの |
| | | | (12) その他 | |
| | △ | △ | 委任状 | 申請に関する事務を委任する場合 |
| | △ | △ | 申述書 等 | 申請者の状況によって区から要求がある場合 |

※1 あらかじめ除却に対する助成について対象確認申請を行っている場合は、書類の一部について提出を省略することができる。

ただし、建物の滅失日から5年以内に建替えの交付決定を受ける必要があります。

※2 最新のもの、おおむね3か月以内に発行されたもの。

※ 提出した書類内容に変更がありましたら速やかにお知らせください。

※ 除却工事着手前に助成対象確認通知を受ける必要があります。

事前に、江東区都市整備部安全都市づくり課不燃化推進係に相談のうえ、書類をご準備ください。

※ 建物の状態や権利関係により上記書類に加えて、別途資料提出を求める場合があります。ご了承ください。

※ **対象確認申請後に見積金額、延床面積など変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となりますのでご相談ください。**